

# 従業員の皆さまへ

— 「扶養控除等申告書」を提出済みの方へのご案内 —

## 令和6年6月から、所得税・住民税の 「定額減税」が実施されます!

\*国税庁・定額減税特設サイト（令和6年2月16日時点）の情報を基に作成しています。

### 1 あなたのご家族が減税の対象になるか 確認しましょう。



次の項目の両方に✓がついたご家族\*1が、減税の対象になります。

- 1年以上、日本に住んでいます。
- 給与年収は、103万円以下\*2です。

※1 あなたが扶養している家族が対象。他の人が扶養している家族は対象外。  
※2 給与以外の収入がある場合、収入から求めた合計所得が48万円以下。

減税の対象となる  
家族の人数

④  人

### 2 あなたの減税額は？



減税の対象となる家族の人数に1（あなたの分）を足した人数から減税額を計算します。

■所得税 3万円 ×  人 = 減税額  万円

■住民税 1万円 ×  人 = 減税額  万円

重要!



通常の年末調整では申告が必要ない配偶者も、定額減税の対象となる場合があります。減税額を正確に計算するため、今年の年末調整では定額減税の対象者を申告してもらうことになります。なお、「源泉徴収に係る定額減税のための申告書」を提出することで、6月から減税を受けることもできます。

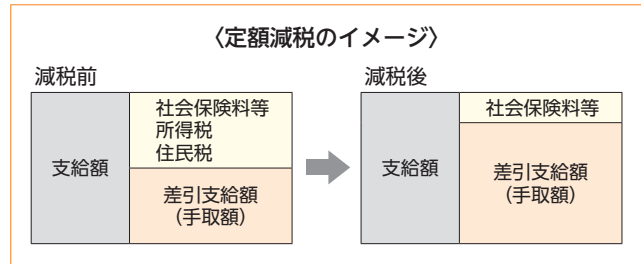
〈お知らせ〉

### 3 減税方法は？



給与や賞与は、社会保険料や税金が差し引かれた金額が支給されています。今回の定額減税では、税金（所得税、住民税）が差し引かれなくなり、その分手取り額が増えます。

所得税と住民税とでは、減税方法と減税時期が異なります。



#### ■所得税

- ・令和6年6月1日から、減税額に達するまで給与・賞与から所得税が差し引かれなくなります。
- ・令和6年分年末調整までに減税額に達しなかった分は、令和6年分年末調整の際に減税されます。  
(年末調整でも減税しきれなかった分は、令和7年に給付措置が行われる見込みです)

#### ■住民税

- ・令和6年6月分：0円です。
- ・令和6年7月分～翌年5月分： $[(\text{年間の住民税額}-\text{減税額}) \div 11 \text{ か月}]$  で計算した金額になります。  
(住民税をいつの給与から差し引くかは会社によって異なります。そのため、住民税の減税時期も会社によって異なることとなります)

- 注意!** ①令和6年分の合計所得金額が1,805万円（給与所得のみの場合、年収2,000万円）を超える人は、所得税の定額減税の対象外ですが、法律上、令和6年6月の給与・賞与の所得税からの減税は実施する必要があり、年末調整または確定申告で精算することになります。
- ②令和5年分の合計所得金額が1,805万円（給与所得のみの場合、年収2,000万円）を超えている人は、住民税の定額減税の対象外となります。

## Q & A

**Q1** 令和6年6月以降に、子どもが生まれた場合はどうなりますか？

**A1** 減税額は変更せずに順次控除を行い、年末調整で精算します。



**Q2** 令和6年1月1日以後に扶養親族が亡くなった場合はどうなりますか？

**A2** 亡くなられた日が令和6年6月1日以前・以後いずれの場合でも、亡くなられた日の時点で扶養親族であると判定されれば、定額減税の対象となります。

**Q3** 令和6年6月2日以後に入社しました。減税は受けられますか？

**A3** 給与等支払時の減税は行わず、年末調整時に精算することとなります。



**Q4** 今年定年を迎えます。退職金の取扱いはどうなりますか？

**A4** 退職金は減税対象の要件となる合計所得金額に含まれますが、所得税の定額減税の対象とするには確定申告が必要です。住民税の定額減税の控除対象とはなりません。

**Q5** 年末調整で住宅ローン控除を受けますが、定額減税額への影響はありますか？

**A5** 年末調整をする場合、住宅ローン控除後の所得税額を限度に、定額減税分を控除します。控除しきれなかった分は給付措置が行われる見込みです。

